

51—13 P U D T

最初の答弁後の審理

1. 被請求人の最初の答弁後の審理

(1) 方式審理

審判長・合議体は、最初の答弁の段階で被請求人が提出した答弁書、訂正請求書の方式について審理し、不備があれば補正命令等を行う（→21—00、51—08）（訂正請求書が提出されたときの審理→51—14）。

(2) 本案審理の基礎

答弁書、訂正請求書の方式に不備がないとき、及び不備が解消されたときは、審判請求書で主張立証された無効理由と、被請求人の答弁書、訂正請求書、訂正明細書、訂正特許請求の範囲又は図面とを基礎として、審理する。

(3) 最初の答弁後の手続

被請求人の答弁書の提出により、請求人の主張とそれに対する被請求人の反論は一応提出されたことになるから、通常は、争点が明らかとなったこととなる。

無効審判においては、この後口頭審理（→33—00）が行われることになる。

口頭審理を行う際には、それに先立って、必要に応じて合議体の心証を示すなどして、争点を明瞭にするとともに、口頭審理において審理する事項を明らかにした審理事項通知（→33—08）を当事者に通知し、その通知した内容に関する当事者の主張を口頭審理陳述要領書として提出させるなどして、口頭審理において、事件を判断するにあたり必要となる事実関係を明らかにする。したがって、通常は、口頭審理の期日調整の際に、期日は未記入とした審理事項通知書を両当事者にファクシミリ又は電子メールで送付するとともに、答弁書副本等を請求人に送達し、期日が決定した後、期日を記入した審理事項通知書を両当事者に送付する（→33—08）。

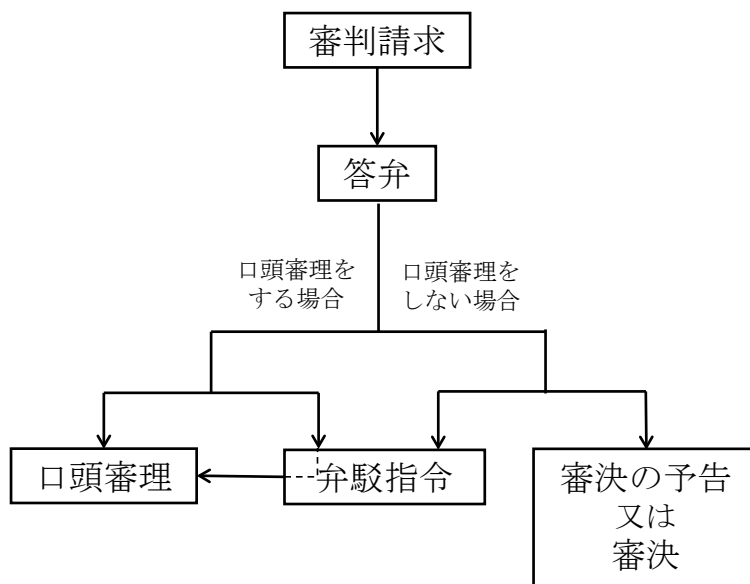
口頭審理より前に請求人に意見を求める必要があるなど特段の事情がある

場合には、口頭審理の期日調整の前に答弁書副本等を請求人に送達し、期間を指定して弁駁機会を与えることもできる。

例外的に口頭審理を行わず書面審理とするときは、書面審理通知を行う。そして、審決をするのに熟したか否かを判断し、熟していれば審決の予告(特許)をするか、又は審理を終結して審決をする。

審決の予告又は審理終結を通知するときは、その時までには請求人に対して答弁書の副本を送達する。

被請求人の反論に対して請求人に反論させることが必要であるなど審決をするに熟しているといえない場合は、請求人に答弁書副本等を送達し(特§134③、実§39③、意§52、商§56①)、弁駁機会を与える(特施規§47の3①、実施規23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥)。



(4) 他の事件との関係

答弁書の内容が、同一特許権に係る他の事件(無効審判事件、特許異議申立事件、侵害事件等)における主張と矛盾する内容を含む場合には、その矛盾する事項に係る主張が包袋禁反言として扱える場合には、その主張を採用しないとすることも考えられる。

(裁判例)

「特許権者が判定請求書、特許異議答弁書及び特許無効の審判請求に対する答弁の理由補充書においてした主張と矛盾することは許されない。」（東地判昭45.3.25（昭39（ワ）3746号）判タ247号263頁）

（改訂 R2.12）